

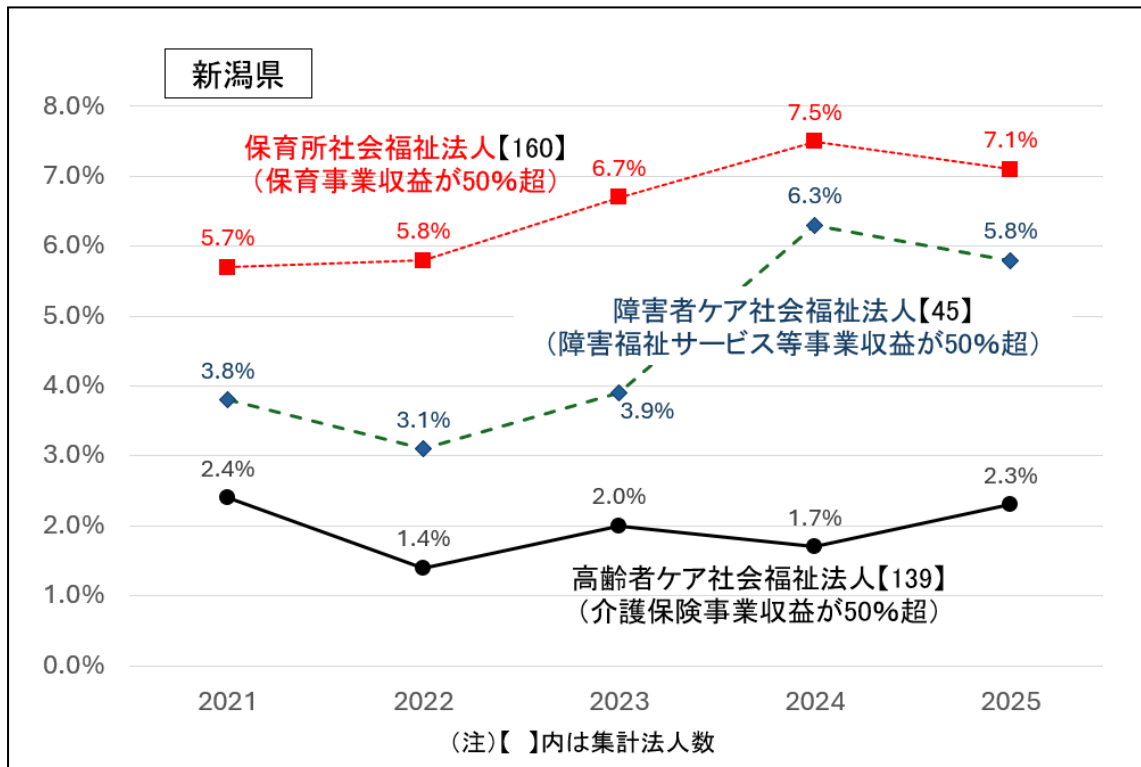
「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の開示内容に疑義を呈したい

武蔵野大学国際総合研究所 研究主幹

松山 幸弘

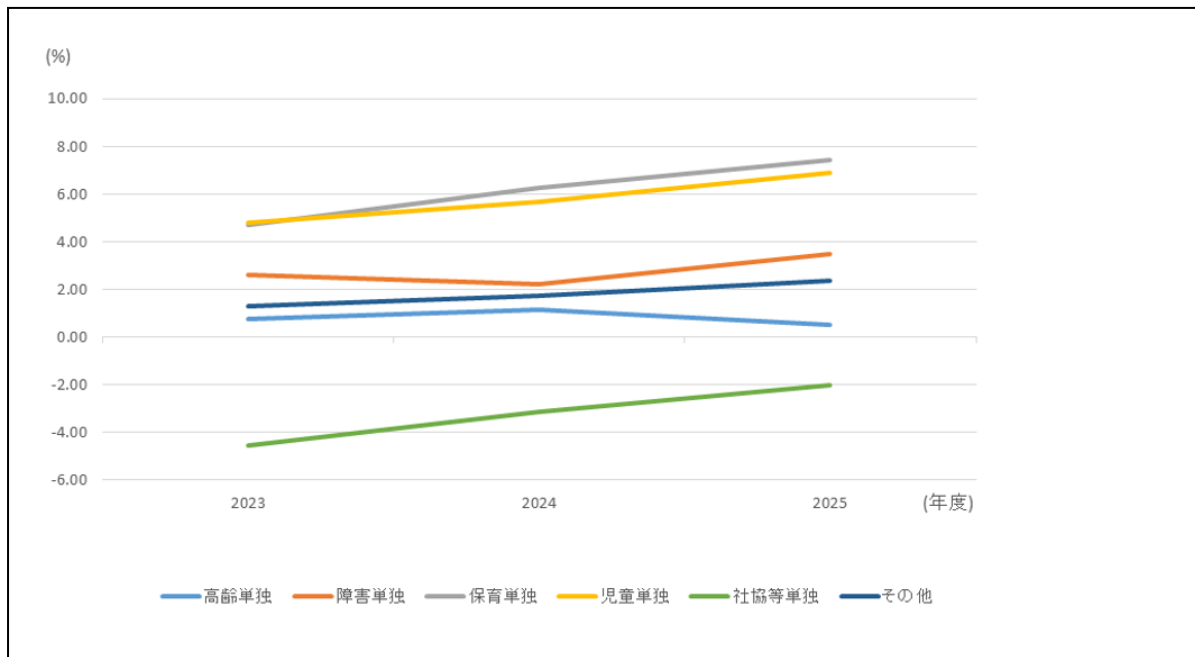
新潟県に本部を置く社会福祉法人から講演依頼を頂いたので、経営環境の現状を把握するため久しぶりに独立行政法人福祉医療機構が運営する総合情報サイト（WAM NET）にある「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」にアクセスして新潟県内社会福祉法人の財務データ集計を行った。福祉ニーズに積極的に対応している社会福祉法人は高齢者ケア、障害者ケア、保育所等を兼営していることが多いため、主たる業務が50%超であることを基準に社会福祉法人をグループ分けして集計した。社会福祉法人の財務諸表では、売上高を「サービス活動収益」、経常利益を「経常増減差額」、同率を「経常増減差額率」と呼称している。図表①は、筆者が集計した新潟県内社会福祉法人の経常増減差額率推移を示している。

図表① 新潟県内社会福祉法人の経常増減差額率の推移



一方、WAM NET が社会福祉法人の財務データの詳細な集計結果を全国ベース並びに都道府県別に開示している。図表②は、新潟県内社会福祉法人の事業分野別「経常増減差額率」（平均値）のグラフである。まず「〇〇単独」という社会福祉法人の分類用語が不明だったので、WAM NET に問い合わせたところ「高齢者ケア、障害者ケア、保育所など特定の福祉事業を1つだけ行っている社会福祉法人でグループ分けして集計した」との回答を得た。

図表② WAM NET の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」が開示している新潟県内社会福祉法人の事業分野別「経常増減差額率」（平均値）



しかし、複数の福祉事業を兼営している社会福祉法人を除外した事業分野別「経常増減差額率」（平均値）だとしても図表①との乖離が大きすぎると感じた。そこで「もしや」と思いながら「この平均値は、グループ毎に全体のサービス活動収益合計と経常増減差額合計を算出して割算をした加重平均ではなく、プラスとマイナスがある個々の社会福祉法人の経常増減差額率を合計して集計法人数で割った単純平均なのか？」と質問した。WAM NET の回答はなんと「加重平均ではなく単純平均」であった。

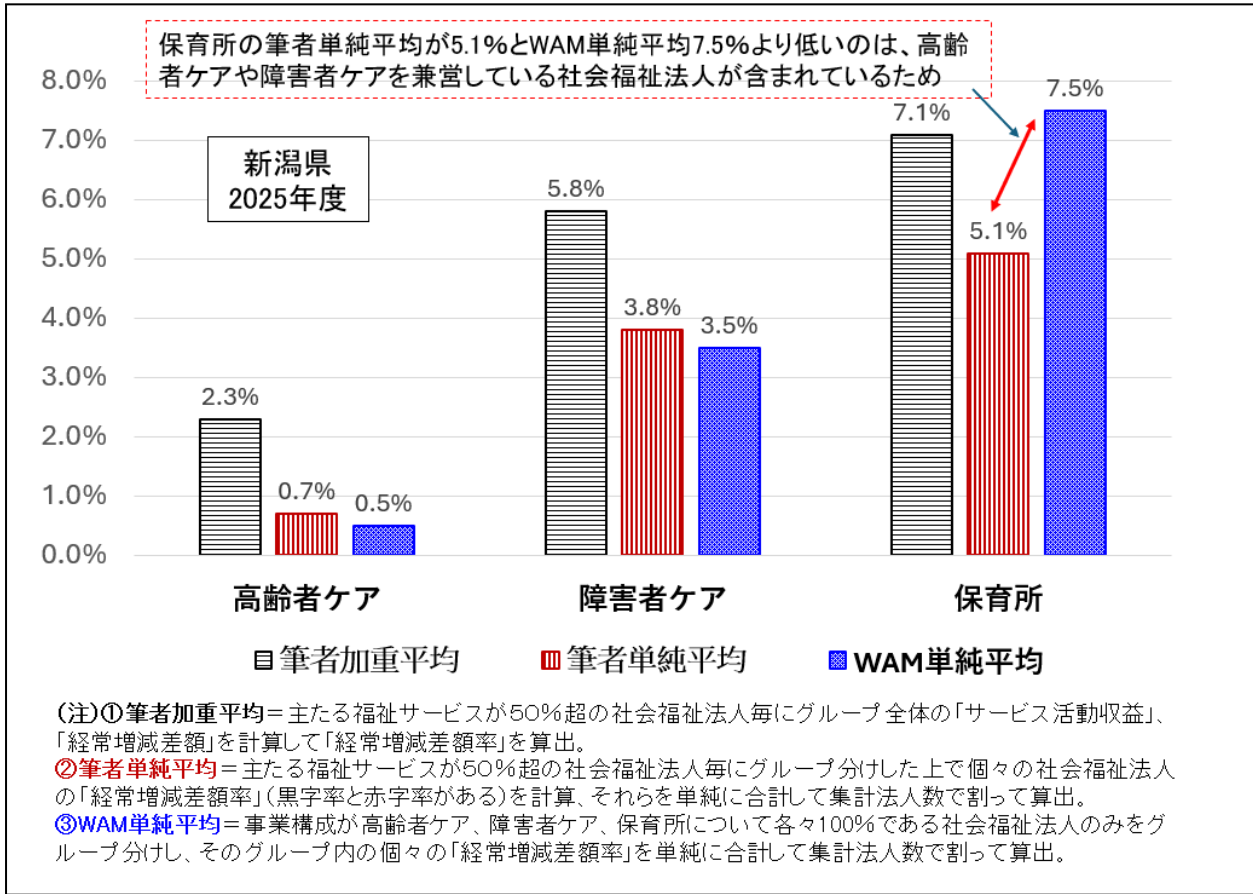
『報酬改定の判断材料として単純平均は不適切であり加重平均を使うべき』というのは常識である。例えば、「サービス活動収益10億円、経常増減差額率プラス5%のA法人」と「サービス活動収益1億円、経常増減差額率マイナス5%のB法人」の平均経常増減差額率は、単純平均では0%、加重平均では4.1%（4,500万円÷11億円）になる。集計グループ全体として必要財源が適切に供給されているかどうかを判断するにはサービス活動収益合計に対する経常増減差額合計の割合を示す加重平均でなければならないのは財務データ分析者の基本中の基本である。

また、WAM NET のグラフには各年度の数値が付記されていないのでデータ開示を求めたところ「厚生労働省に問い合わせるように」とのことだった。そこで、厚生労働省福祉基盤課にアクセスして入手したデータを筆者集計結果と比較したのが図表③である。図表④は、筆者が分類した「主たる福祉サービスが 50%超の社会福祉法人」についても 2025 年度の WAM NET 方式単純平均経常増減差額率を算出して比較したものである。

図表③ 新潟県内社会福祉法人の平均経常増減差額率の筆者集計と WAM NET の比較

		2023 年度	2024 年度	2025 年度
高齢者ケア 社会福祉法人	筆者集計結果	2.0%	1.7%	2.3%
	WAM NET グラフの元データ	0.776%	1.140%	0.543%
障害者ケア 社会福祉法人	筆者集計結果	3.9%	6.3%	5.8%
	WAM NET グラフの元データ	2.595%	2.243%	3.480%
保育所 社会福祉法人	筆者集計結果	6.7%	7.5%	7.1%
	WAM NET グラフの元データ	4.691%	6.289%	7.460%

図表④ 主たる福祉サービスが 50%超の社会福祉法人の単純平均経常増減差額率との比較



このように単純平均経常増減差額率は加重平均経常増減差額率より顕著に低く算定されて社会福祉法人に対する報酬が『低すぎるのではないか』という印象を与える。しかし、加重平均経常増減差額率で見ると、必要財源は提供されていると判定できる。また、新潟県の保育所の加重平均経常増減差額率は7.1%と高水準である。保育士の給与引き上げ財源が政治問題になっているが、『社会福祉法人側が財源を有しながら支払っていないだけなのではないか』と指摘せざるをえない。

筆者が社会福祉法人制度の政策研究を始めたのは2010年である。筆者の父が特別養護老人ホームに入居し、姉の長男が障害者施設にお世話になっていたことから、社会福祉法人の全体像を知りたくなり厚生労働省に「社会福祉法人の市場規模や収支状況を示す財務データ統計はどこにあるのか？」と問い合わせた。すると「そんな統計はない」という驚くべき回答を得て飛び上がって喜んだ。1951年に社会福祉法人制度が創設されて以来毎年巨額の公費が投入され続けているにも関わらず60年間一度もその妥当性を検証したことがなく、未開の政策研究テーマであることを知ったからである。

2010年当時は社会福祉法人の財務諸表を収集するためには所轄庁である地方厚生局、都道府県、政令都市に文書で開示請求を行い、コピー1枚あたり10円を支払う必要があった。そもそも開示請求に必要な社会福祉法人名のリストもなかった。しかし、幸運なことに東京都が720法人の財務諸表のPDFを提供してくれたこと、全国8つの地方厚生局と全国社会福祉協議会の協力により各地の主要社会福祉法人の名称を確認、その財務諸表を入手することができた。その約1,200法人の2009年度財務諸表集計結果をベースに施設経営社会福祉法人全体（当時は約1万6千）の推計を行い、2011年7月7日付け日本経済新聞「経済教室」に『社会福祉法人全体の黒字額と純資産額はトヨタを上回る』と発表した。また、記事には書かなかったが、中小規模の社会福祉法人の場合、約3割の法人で所轄庁に提出した貸借対照表が借方と貸方が一致していないアンバランスシートであった。

この「経済教室」記事が国会で取り上げられて社会福祉法改正が動き出した。筆者は社会保障制度審議会福祉部会の委員に任命されたことで既得権益者たちの制度改革に対する抵抗の大きさと構造を学ぶことができた。そして社会福祉法改正が2016年3月に成立した。その改革の柱は、2016年度から全ての社会福祉法人の財務諸表データベースを構築すること、一定のルールで余剰財産の有無を検証して余剰財産があると認められた法人は社会福祉充実計画を策定し余剰財産の社会還元を義務付けられたことの2つである。

しかし、自らも社会福祉法人経営者である国会議員が改革を骨抜きにするため活発に動いている様子が伝わってきた。そこで、前回よりも多い6,187法人の2015年度財務諸表を収集して全国ベースと都道府県別、福祉事業種類別の集計分析を実施、「財政破綻に備える次なる医療介護福祉改革」（日本医療企画社）を出版して図表⑤のように法改正後の課題を記した。

図表⑤ 拙著「財政破綻に備える次なる医療介護福祉改革」から抜粋

改正社会福祉法が形骸化する恐れ

2016年3月31日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。その内容は、社会福祉法人制度が抱えている多くの問題に網羅的に対処する大改革である。業界関係者の間には、会計監査人の設置義務法人の範囲がごく一部に限定されたこと、余剰財産の社会還元を義務付ける社会福祉充実計画の期間を原則5年としつつも、最大10年間に延長することが認められたこと等をもって、改正法の影響は軽微と安堵の声が流れている模様である。なぜなら、会計監査人の設置義務法人の範囲は、スタート当初の2017年度では「収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人」、最終段階である2021年度以降でも「収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人」であり、該当するのは社会福祉法人全体の1割にも満たない上に、社会福祉充実計画の期間として10年が認められるのであれば、毎年経常利益率が10%を超え既に年間事業費用額以上の純金融資産(金融資産マイナス借入金)を保有している社会福祉法人の場合、余剰財産が減少することはないからである。

.....

社会福祉法人の財務諸表集計分析の要点

そこで次の課題は、データベースの分析手法と国民への情報開示のあり方である。国が作るデータベースの対象になるのは2016年度財務諸表からである。そこで、6,187法人の2015年度財務諸表を集計分析、そのヒントを模索してみた。.....集計した6,187法人の合計経常利益は2,000億円、純金融資産は1兆2,440億円である。これは、残りの施設経営社会福祉法人の事業規模が3分の1だとしても、施設経営社会福祉法人約1万8,000法人全体で経常利益が3,000億円超、純金融資産が2兆円超であることを意味する。

この本に対してアマゾンの書評欄に「フェルナンデス」と名乗る人物が「至上最低最悪の本。著者は社会福祉法人に巨額な剰余金があるとデマを報じた張本人。本の大半はゴミにもならない都道府県の集計データ。こういう本を2,500円という高値で世に出す著者の人格を疑う。」と投稿してきた(現在も閲覧できる)。この人物が高齢者施設業界団体会長であることがすぐに判明した。本人が実名で筆者が所属していたキャノングローバル戦略研究所理事長宛てにこの文言に加えて筆者を解雇することを要望する手紙を寄こしたからである。これには呆れて笑うしかなかった。

筆者は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」が構築されたことを踏まえて、約2万の社会福祉法人全ての財務諸表と社会福祉充実計画を閲覧、多くの社会福祉法人のWEBサイトも見て経営方針や地域社会への貢献度などを感じ取った。その結果、筆者は社会福祉法人を3つのグループに分類している。

第1グループは、地域社会の多種多様な福祉ニーズに応えるため毎期財源をフル活用しながら経常増減差額率が3%前後の黒字経営を続けている社会福祉法人である。社会医療法人（国公立病院と同等以上の公益性を発揮することで法人税が免除されている）とグループ形成している社会福祉法人にこの模範的法人が多く認められる。筆者は、各地で地域包括ケアの牽引車となっている社会福祉法人／社会医療法人兼営事業体の理事長たちと長年意見交換させて頂いており、何度か米国の Integrated Healthcare Network（略称 IHN：地域社会の共有財産と位置付けられる非営利事業体）の視察にご案内した。米国には IHN が約 400 あり個々の事業規模は数千億円～数兆円と大きい、日本の模範的法人も組織カルチャーでは決して負けていない。

第2グループは、経営能力が高く内部留保が積み上がっているが社会福祉充実計画に基づく余剰財産の社会還元には消極的な事業体である。図表⑥の法人Aは、2016年度末時点で300億円を超える純金融資産を有して余剰財産195億円と算定されながら社会福祉充実事業を10年間で65億円に抑えた。そして、その後も毎期社会還元額を上回る黒字が続いた結果、2025年度末までに純金融資産が5,387百万円（36,274－30,887）増加した。

図表⑥ 社会福祉法人Aの財務データ

[百万円]

(2025年度事業構成)医療 69.1%、障害者ケア 15.0%、高齢者ケア 13.5%、その他 2.4%			
		2016年度	2025年度
	サービス活動収益	10,693	11,152
	サービス活動費用	9,253 うち人件費 6,269	10,947 うち人件費 7,790
サービス活動増減差額(同率)		1,440 (13.5%)	205 (1.8%)
	サービス活動外収益	136	763 うち受取利息配当金 247 積立資産評価益 278 投資有価証券評価益 38
	サービス活動外費用	14	47
経常増減差額(同率)		1,563 (14.6%)	921 (8.3%)
総資産		45,780	52,429
純資産(同割合)		41,285 (90.2%)	48,199 (91.9%)
純金融資産(同割合)		30,887 (67.5%)	36,274 (69.2%)

図表⑦ 社会福祉法人 B の財務データ

[百万円]

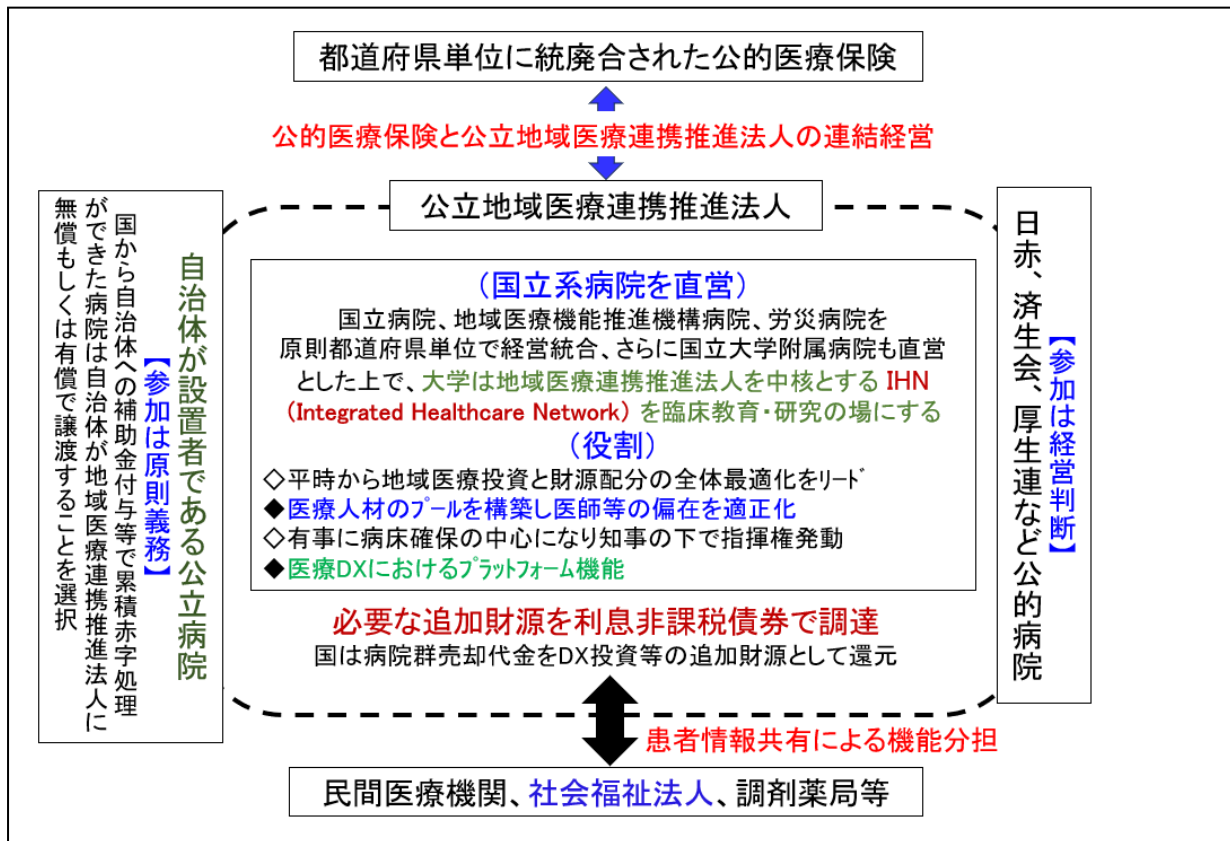
(2025 年度事業構成) 障害者ケア 69.7%、生活保護事業 28.9%、その他 1.4%			
		2016 年度	2025 年度
	サービス活動収益	749	898
	サービス活動費用	568 うち人件費 346	840 うち人件費 494
サービス活動増減差額(同率)		181 (24.2%)	59 (6.5%)
	サービス活動外収益	51	384 うち有価証券評価益 338 有価証券売却益 35
	サービス活動外費用	652 うち有価証券評価損 644	10
経常増減差額(同率)		▲419 (▲55.9%)	433 (48.2%)
総資産		3,815	6,717
純資産(同割合)		3,740 (98.0%)	6,503 (96.8%)
純金融資産(同割合)		1,675 (43.9%) うち有価証券 873	4,486 (66.8%) うち有価証券 4,200

図表⑦の法人 B は、福祉サービス活動の黒字額を每期有価証券投資に振り向けている事業体である。2016 年度に有価証券評価損 644 百万円を計上して経常増減差額率がマイナス 55.9%となったものの、2025 年度は株価上昇のお陰で経常増減差額率がプラス 48.2%であった。法人 B も 2016 年度末時点で純金融資産は 1,676 百万円を有しながら 10 年間の社会福祉充実事業予算を 280 百万円に抑えた。福祉サービス活動は黒字を続けていることもあり、有価証券保有額は 9 年間で 3,327 百万円 (4,200 - 873) 増加した。

第 3 グループは、中小規模のファミリービジネスに留まっている社会福祉法人で最も数が多い。WAM NET が単純平均経常増減差額率を使って社会福祉法人全体の利益率を低く見せて報酬引き上げに影響を与えたことで最も恩恵を受けたグループでもある。

筆者は、このように社会福祉法人業界を巡るお金の流れの構造を理解したことで、政策研究の目的を第 1 グループの模範的社会福祉法人に追加財源が優先配分される仕組みの考察に定めた。その具体策が図表⑧に示した仕組みである。国公立病院を核にした公立地域医療連携推進法人（日本版 IHN）を構築しそこに社会福祉法人が連携し患者情報共有による機能分担を行うのである。このような仕組みを構築するための法改正は安倍政権時代にほぼ完了しており、実現できるかどうかは政治家の見識と力量にかかっているのである。

図表⑧ 広域で医療介護福祉の全体最適化を牽引する仕組みと社会福祉法人の位置付け



以上

著者紹介

松山 幸弘 武蔵野大学国際総合研究所 研究主幹

1953年福岡県生まれ。1975年東京大学経済学部卒業、生命保険会社に入社。在職中に、九州大学経済学部客員助教授（1988年～1989年）、日本銀行金融研究所客員エコノミスト（1991年）、厚生省HIV疫学研究班員（1993年～1994年）、等を歴任。1999年4月以降、富士通総研経済研究所主席研究員、民間医療法人専務理事、キヤノングローバル戦略研究所研究主幹等を経て2023年2月MIGA研究主幹に就任。専門は世界各国の社会保障制度改革、医療産業政策。主な著作：「財政破綻に備える次なる医療介護福祉改革」（2017年）、「医療改革と経済成長」（2010年）、「人口半減：日本経済の活路」（2002年）、「エイズ戦争：日本への警告」（1992年）、「米国の医療経済」（1990年）。

